

令和3年度

まちづくり懇談会



* 主催 名寄市町内会連合会 *

名寄市町内会連合会主催
令和3年度 「まちづくり懇談会」 次第

1. 開 会

2. 主催者挨拶 名寄市町内会連合会会長 中 村 雅 光

3. 市長挨拶 名 寄 市 長 加 藤 剛 士 様

4. 市からのお知らせ

- 1) 令和2年度名寄市の台所事情【資料1】
- 2) 名寄市公共施設等再配置計画策定について【資料2】
- 3) 王子マテリア名寄工場敷地利活用について【当日配布】
- 4) その他

5. 意見交換

6. 閉 会

【開催日程】

月 日	会 場
10月18日（月）18：30～	名寄市役所名寄庁舎4階大会議室
10月26日（火）13：30～	風連日進コミュニティセンター
10月26日（火）18：30～	総合福祉センター1階多目的ホール
10月28日（木）13：30～	市民文化センター1階大会議室
10月28日（木）18：30～	名寄東小学校2階多目的ホール
11月 1日（月）18：30～	風連瑞生コミュニティセンター
11月 5日（金）13：30～	智恵文多目的研修センター2階大集会室
11月 8日（月）18：30～	東風連子供と老人福祉館
11月 9日（火）18：30～	ふうれん地域交流センター大ホール

【まちづくり懇談会 出席者名簿】

○名寄市

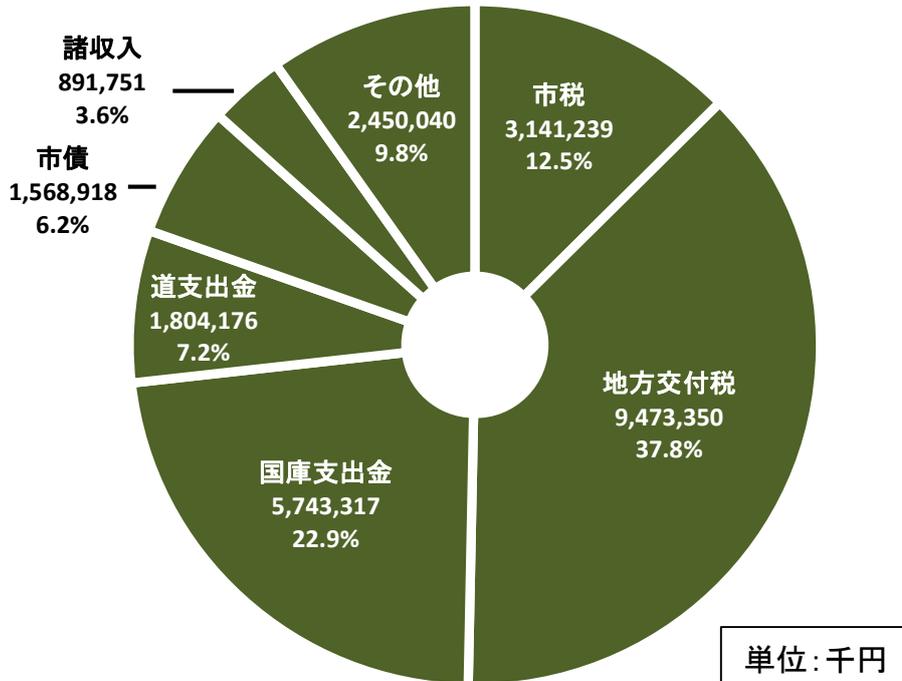
役 職	氏 名
市長	加藤 剛士
副市長	橋本 正道
教育長	小野 浩一
総務部長	渡辺 博史
総合政策部長	石橋 毅
市民部長	宮本 和代
健康福祉部長	小川 勇人
経済部長	臼田 進
建設水道部長	東 聡男
教育部長	木村 睦
市立総合病院事務部長	岡村 弘重
市立大学事務局長	水間 剛
消防署長	遠藤 豊明
産業振興室長	田畑 次郎
上下水道室長	佐藤 美香

○名寄市町内会連合会

役 職	氏 名
会長	中村 雅光
副会長	木田 繁太郎
副会長	猿谷 繁明
副会長	蓮宗 孝
副会長	菊池 隆

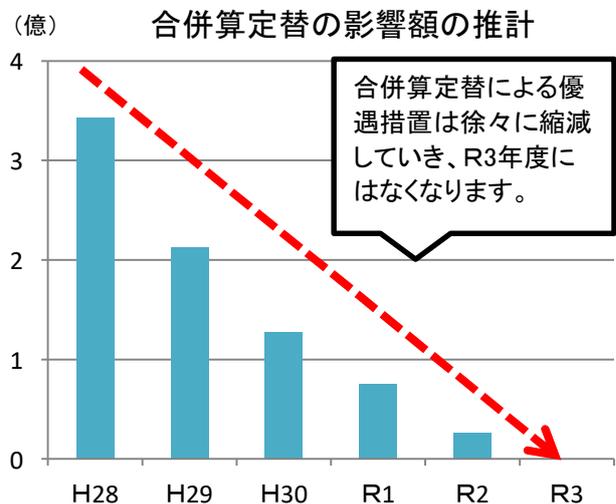
令和2年度 名寄市の台所事情

① 一般会計の収入額 250億7,279万1千円

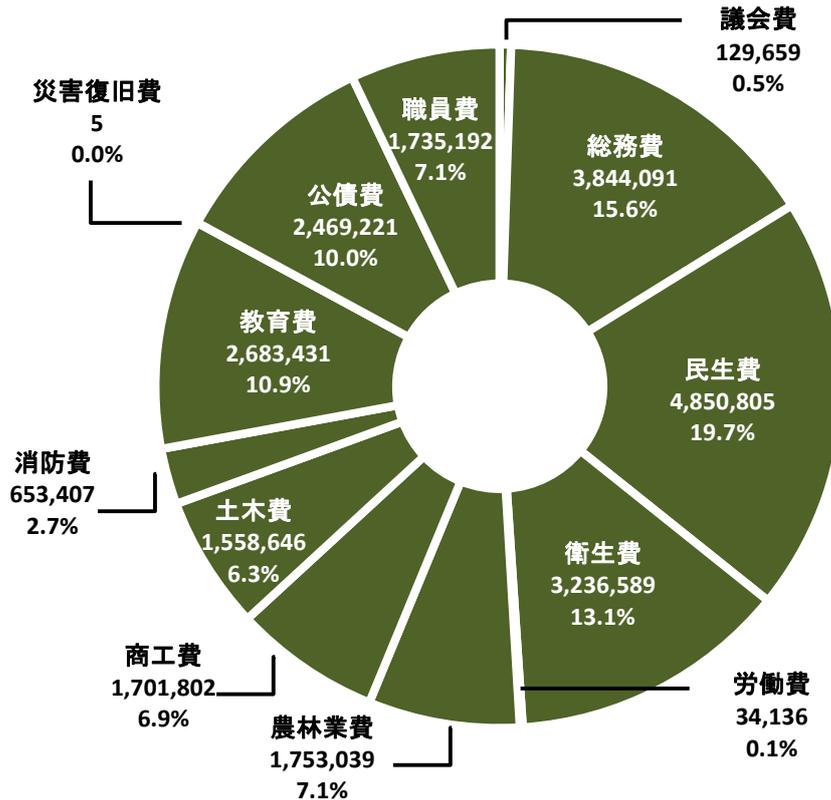


〈収入の説明〉

- 市税は、市民税・固定資産税・軽自動車税など市が集めた税で、一般会計の収入全体の12.5%を占めています。
- 名寄市が収入を自ら確保できる市税・使用料手数料などの自主財源の割合は21.8%で、地方交付税、国・道支出金、市債など他に依存する財源の割合が78.2%となっています。
- 地方交付税は、所得税・法人税・酒税・消費税など国が集めた税を財源不足の調整を図るため、都道府県・市町村に対し毎年交付されています。収入全体の37.8%を占めています。
- 名寄市は合併市であることから、普通交付税において「合併算定替」という優遇措置を受けておりますが、その優遇措置は、平成28年度より段階的に縮減されております。
- 市債は公共施設整備の財源となる長期の借金ですが、収入として計上され、施設等の耐用年数に応じて長期間にわたって返済しますので、借り過ぎず後年度の市民に大きな負担を残さないよう、計画的な借り入れが必要となります。
市債の残高は231億6,474万円で、収入全体の0.92倍、市民一人当たりになると約87万円になります。



② 一般会計の支出額 246億5,002万3千円



〈支出の説明〉

- 民生費は、高齢者や障がい者、児童への福祉サービスや、保育所の運営等に要する経費です。
- 衛生費は、市立病院への繰出や各種予防接種、墓地、霊園やごみ収集等に要する経費です。
- 土木費は、道路、河川、公園、市営住宅の管理、整備のほか市道の除排雪等に要する経費です。
- 公債費は、過去に借り入れた市債の元利償還金と一時借入金の利子を返済する経費です。

①収入 250億7,279万1千円

②支出 246億5,002万3千円

③翌年度繰越一般財源 4,256万5千円

④実質収支(①-②-③) **3億8,020万3千円 の 黒字**

⑤前年度実質収支 3億7,167万6千円

⑥財政調整基金積立・取崩額 ▲ 3,090万6千円

⑦実質単年度収支(④-⑤+⑥) **2,237万9千円 の 赤字**

⑧その他基金等積立・取崩額 ▲ 4,555万3千円

その他基金等を加味した
実質単年度収支(⑦+⑧) **6,793万2千円 の 赤字**



- 実質収支は、その年度に属する収入と支出の実質的な差額です。
- 実質単年度収支は、実質収支から前年度までの収支の累積額のほか、財政調整基金への積立、取崩額といった実質的な黒字・赤字要素を差し引きした、その年度のみの実質的な収支です。
- その他基金等を加味した実質単年度収支は、実質単年度収支から財政調整基金以外の基金等への積立、取崩額といった実質的な黒字・赤字要素を差し引きした、その年度のみの実質的な収支です。

区 分			歳入決算額	歳出決算額	差 引 額
一 般 会 計			25,072,791千円	24,650,023千円	422,768千円
特 別 会 計	国 保	保 険 事 業 勘 定	2,793,012千円	2,781,265千円	11,747千円
		直 診 勘 定	202,876千円	202,876千円	—
	介 護	保 険 事 業 勘 定	2,812,462千円	2,727,096千円	85,366千円
		サ-ビス事業勘定・名寄	340,807千円	340,807千円	—
		サ-ビス事業勘定・風連	94,842千円	94,842千円	—
	市 立 大 学	食 肉 セ ン タ - 事 業	61,909千円	61,909千円	—
		後 期 高 齢 者 医 療	434,573千円	434,573千円	—
		計	8,552,767千円	8,455,654千円	97,113千円
		企 業 会 計	病 院 事 業 会 計	11,032,795千円	11,035,661千円
水 道 事 業 会 計	697,137千円	652,238千円			
下 水 道 事 業 会 計	1,248,538千円	1,203,441千円			

- ※ 決算の剰余金について、国民健康保険会計、介護保険会計とも全額を令和3年度に繰り越し致しました。これ以外の特別会計は一般会計との調整で収支が一致しています。
- ※ 企業会計の決算額に消費税は含まれません。
- ※ 下水道事業会計、個別排水処理施設整備事業会計は令和2年度より企業会計へ移行しました。

一般会計とは

市の財政は、一般会計、特別会計、企業会計からなっており、土木費や教育費など、行政運営の基本となる会計のことをいいます。

特別会計とは

特定の事業やサービスを提供するために、利用者からいただいた保険料や使用料などを財源として事業を運営するために設けられた会計のことをいいます。

企業会計とは

自ら事業を行い、その事業で得た財源で運営する、民間企業と同様の経理をする会計のことをいいます。

名寄市の基金(貯金)・市債(借金)の状況

基金(貯金)の名称	主な目的	令和元年度末残高	令和2年度末残高
財 政 調 整 基 金	財政の健全な運営のため	20億8,802万2千円	22億4,711万6千円
減 債 基 金	借金の返済に充てるため	22億4,268万9千円	23億3,987万1千円
公 共 施 設 整 備 基 金	公共施設の改修や整備のため	12億7,450万6千円	11億3,381万円
合 併 特 例 振 興 基 金	合併に伴う地域振興のため	12億3,160万円	12億3,160万円
上記の基金のほか 19基金		28億1,470万2千円	28億1,805万3千円
合 計		96億5,151万9千円	97億7,045万円

市債(借金)の会計区分	令和元年度末残高	令和2年度末残高	差額
一 般 会 計	239億5,130万円	231億6,474万円	△7億8,656万円
国民健康保険(直診勘定)	5,258万9千円	4,366万7千円	△892万2千円
介護保険(サ-ビス事業)	1億7,032万5千円	1億1,024万3千円	△6,008万2千円
下 水 道 事 業	39億335万7千円	令和2年度から	/
個別排水処理施設整備事業	4億1,790万5千円	企業会計へ移行	
食 肉 セ ン タ - 事 業	6億7,577万9千円	6億2,725万2千円	△4,852万7千円
市 立 大 学	37億5,264万1千円	35億4,623万1千円	△2億641万円
病 院 事 業	53億9,116万円	47億3,081万円	△6億6,035万円
水 道 事 業	36億2,653万4千円	35億6,231万5千円	△6,421万9千円
下 水 道 事 業	令和2年度から特別会計より移行	40億8,580万円	/
合 計	419億4,159万円	398億7,105万8千円	

令和2年度決算に基づく4つの健全化判断比率の算定結果

名寄市は、4つの指標いずれについても、早期健全化基準、財政再生基準を下回りました。

①実質赤字比率

- ▶早期健全化基準 12.96
- ▶財政再生基準 20.00

一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す比率です。

家計で言いかえると、年収に占める年間の赤字の割合を示したものです。

▶名寄市は赤字がありません。

③実質公債費比率

- ▶早期健全化基準 25.0
- ▶財政再生基準 35.0

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示す3年間の平均比率です。

家計で言いかえると、年収に占める年間の借金返済額の割合を示したものです。

▶名寄市は9.7%でした。

道内 23/35市（速報値）

財政早期再生健全化基準は基準はツはいカワードるにイエローカードに、

②連結実質赤字比率

- ▶早期健全化基準 17.96
- ▶財政再生基準 30.00

名寄市の全会計の赤字や黒字を合算し、市としての赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す比率です。

▶名寄市は赤字がありません。

④将来負担比率

- ▶早期健全化基準 350.0
- ▶財政再生基準 —

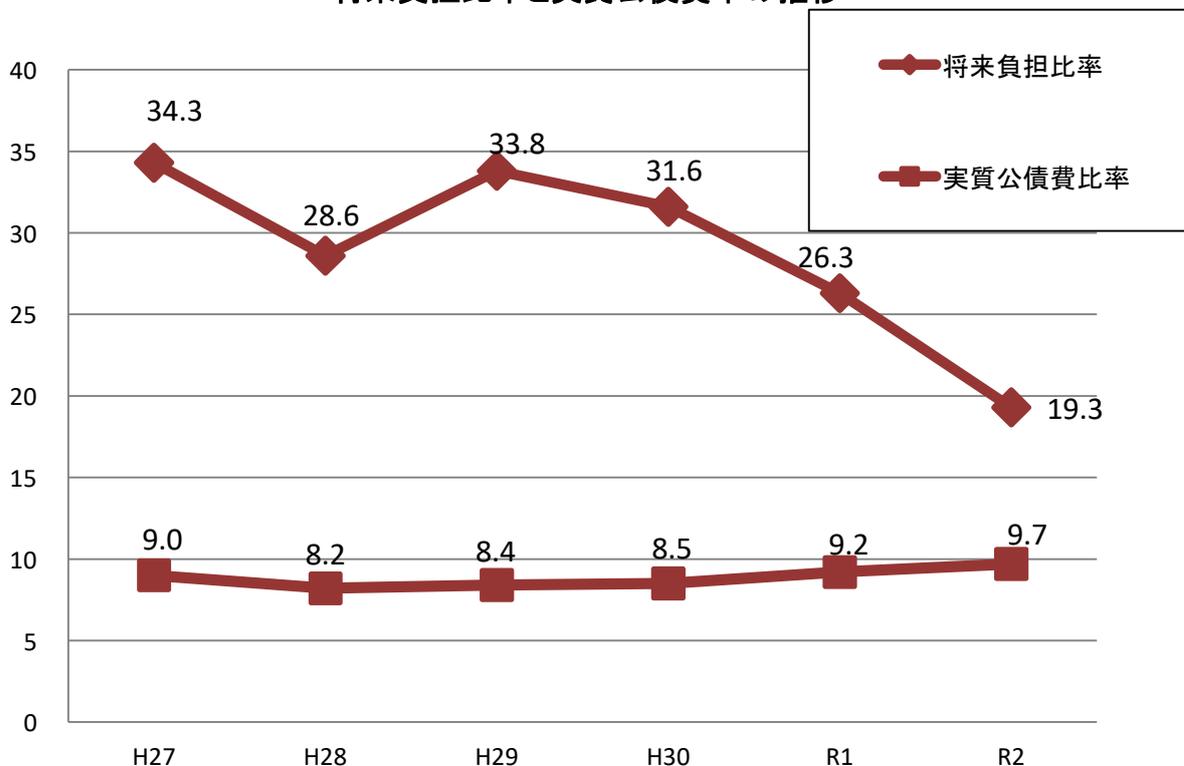
名寄市の普通会計の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等を現時点での残高の程度で指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す比率です。

家計で言いかえると、負債残高が年収の何年分に相当するかを示した割合です。

▶名寄市は19.3%でした。

道内 9/35市（速報値）

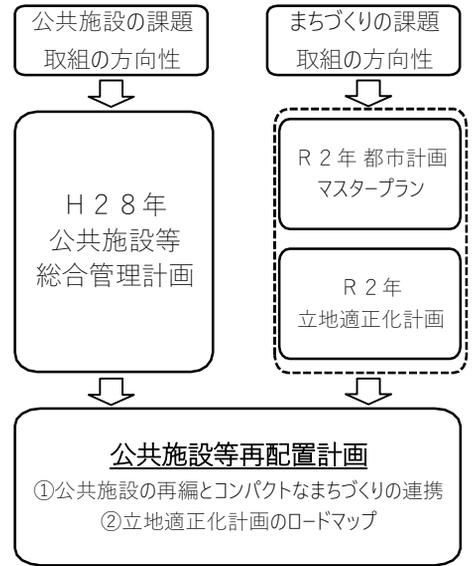
将来負担比率と実質公債費率の推移



先行計画との整合、位置づけ

名寄市では、公共施設及びインフラ施設の更新・統廃合・長寿命化等を中長期的な視点で計画的に実施するため、公共施設の具体的な縮減目標を掲げた「公共施設等総合管理計画」をH28年に策定しています。また、持続可能で利便性の高い都市構造の実現のためコンパクトなまちづくりへの転換を目指して、都市機能誘導区域と居住誘導区域を定めた「立地適正化計画」をR2年に策定しています。

公共施設等再配置計画(以下本計画)は、個別の公共施設について再配置の方策と実施時期を具体的に示すことにより、先行計画である総合管理計画と立地適正化計画の連携を推進し、それらの目標を着実に達成するためのロードマップとして位置づけられる計画です。



【本計画の位置づけ】

1. 計画準備 (= 情報を整理し課題を把握する)

本計画の対象は以下の5施設を想定しています。

- ・市立図書館
- ・児童センター
- ・大学寮
- ・生活支援ハウス
- ・ワーケーションスペース

まずこれらの施設についての機能、規模や利用状況など基礎的な情報を整理し、効率的な統廃合を実施するための現状及び課題を把握します。

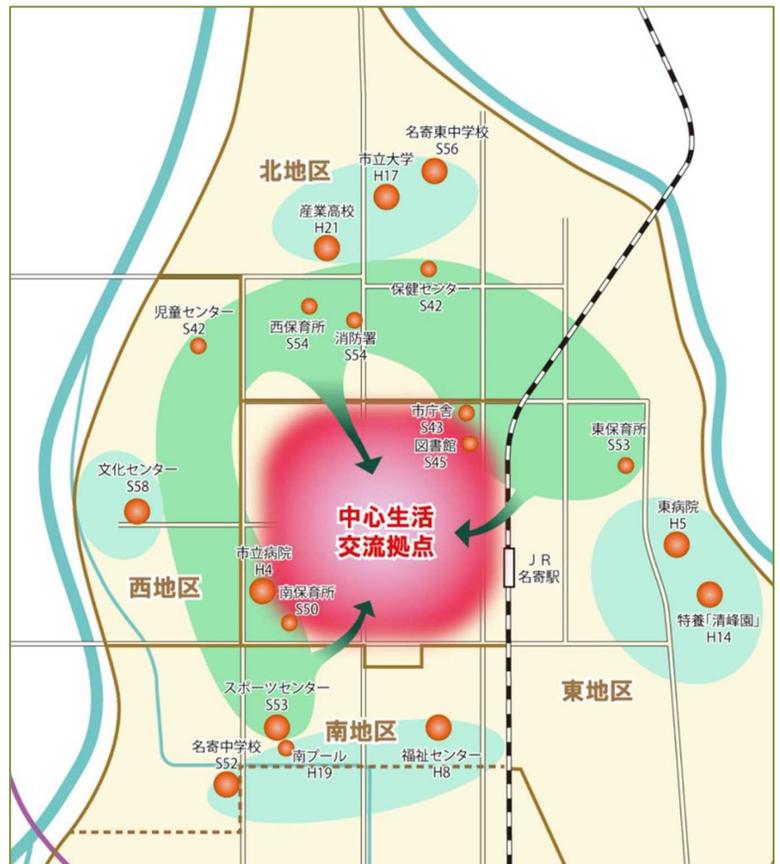
また、得た情報をマップ等に整理し各施設の位置関係の把握を行い、まちづくりの観点から検討を行うための基礎データとします。

1. 基本的な考え方の整理に向けて、対象となる施設の情報を整理・分析

2. 個別の施設の利用状況や建物情報等について現状と課題を把握

3. まちづくりの観点から検討を行うため、情報をマップ等に整理

【計画準備手順】



【公共施設再編の基本方向】
名寄市立地適正化計画より

2. 対象施設の統廃合・複合化、再配置整備プログラムの「素案」検討

令和3年度まちづくり懇談会「地域からの要望・意見・質問事項」一覧

【北5区】

- ①危険、迷惑な空き家対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9

【16区】

- ①道路側のU字溝（蓋付）の設置について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9
- ②住宅地、歩道部分の簡易舗装について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 10

【栄町区】

- ①中央通（8号～ハルニレ通）の速度制限について・・・・・・・・ P 10
- ②空き家対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 11

【徳田区】

- ①障がい者・高齢者用トイレの設置について・・・・・・・・ P 11

北5区町内会

① 危険、迷惑な空き家対策について

雪害による一部倒壊など、近隣住民に迷惑をかける空き家が増えており、異臭や木材の飛散等非常に危険で困っており、対策に苦慮しているところです。

強制的な「勧告」、「命令」、「代執行」等の処置で解体を進めることは出来ないものでしょうか。

【回 答】市民部 環境生活課

雪害により一部が倒壊している空き家については、市が周辺へのロープ設置等応急措置を行うとともに、所有者等に状況の改善依頼を行っているところです。

空家等対策の推進に関する特別措置法第14条により、「特定空家等」とした空家の所有者等に対しては、勧告、命令などを経て行政代執行を行うことができるものとなっています。しかし、全国的にも代執行等を実行したのちの費用回収は大きな課題であり、回収状況によっては、私人の財産管理に公金を支出することへの是非が問われるとともに、市内では私費による適正な解体が毎年100件以上実施されている中で、所有者が空家を適正に管理をせず放置すれば、最終的には市が対応してくれるというモラルハザードを引き起こす恐れもあることから、「特定空家等」の認定は慎重に考えていく必要があると考えております。

市条例による「緊急安全措置」の対応についても、費用の回収状況によっては、私人の財産管理に対する公金支出については特定空家等と同様となることから、今後においても、周辺に危険・迷惑を生じる恐れのある空き家については、所有者等の調査、連絡を基本としながら、個別の状況に応じた対応を進めてまいります。

16区町内会

① 道路側のU字溝（蓋付）の設置について

場所 大通南～西1条南までの市道、区間は南11丁目から南12丁目まで

事由 雨水マスは入っていますが、市道の側にU字溝が入っていないため、雪解け時や大雨が降った時に水が溜まる。

効果 U字溝を設置し雨水マスに導くことによって解消される。

市道と住宅地の境界を明確にし、環境整備の必要があると考えます。居住誘導区域でもあり、若い人たちが住宅建築を進める上でも効果がある。通学路でもある。

【回 答】建設水道部 都市整備課

排水整備については、全市的に緊急性の高い箇所から対応しております。

ご要望の箇所においては、早急な対応は難しいと考えておりますので、ご理解願います。

② 住宅地、歩道部分の簡易舗装について

場所 西1条南12丁目の市道、住宅地側の歩道、区間は福祉センター前から歩道が途切れるまでの間

事由 市道は簡易舗装で雪解け後は路面の凹凸を毎年アスファルトで補修していただいている。

U字溝と歩道の部分に雪解け時や大雨が降った時に水が溜まり、歩行や出入りに支障がある。

効果 歩道の部分に簡易舗装をすることで解消される。

福祉センター前でもあり、多くの市民がセンター、緑地公園を利用しています。

環境整備の必要があると考えます。居住誘導区域でもあり、若い人たちが毎年住宅建築を進めている区域でもあります。

【回 答】建設水道部 都市整備課

歩道は車道と一体的に整備することとしており、ご要望の区間は防塵道路のため、車道の整備が必要となります。

道路整備は難しいですが、水溜まりについては現地調査の上、対応を検討してまいりますので、ご理解願います。

栄町区町内会

① 中央通（8号～ハルニレ通）の速度制限について

中央通の西4条から8号までは50キロ制限で車道は2車線、歩道はグリーンベルトを挟んで設置されておりますが、8号からハルニレ通の間、速度制限が40キロとなっており、車道は片側1車線で一部片側にしか歩道が無いだけでなく、歩道部分が狭く児童・生徒の通学路としては危険が大きいことから、30キロ制限に速度を10キロ下げてください。

なお、南2丁目（リンゼイ通）通の車道は片側1車線ですが、歩道は両側にあり通行帯も広いのにも関わらず30キロ制限です。

【回 答】市民部 環境生活課

速度制限の強化について、公安委員会に要望してまいります。

② 空き家対策について

近年、高齢者の転出や死去により空き家が増加しております。行政として空き家対策を進めていることは承知しておりますが、町内会としての対応は難しい現状にあります。

周辺・近隣への悪影響が大きく、防犯・防火や衛生上（ねずみ・腐敗臭等）の問題があり、早急に持主に対する指導強化の徹底を求めます。

【回 答】市民部 環境生活課

周辺・近隣に影響のある空き家として4件の状況を聞き取りさせていただきました。一部、相続放棄により対応に苦慮している事案もありますが、それぞれ所有者等について調査を行い、改善に向けた依頼を行ってまいります。

徳田区町内会

① 障がい者、高齢者用トイレの設置について

市内の人の集まるような様々な場所に、障がい者や高齢者向けトイレ及び赤ちゃんのオムツを取り換える事ができる場所を備えた公衆トイレを設置してはどうか。

【回 答】総合政策部 総合政策課

市内の駅前交流プラザ「よろーな」や市民文化センター、ふうれん地域交流センター、雪あかり館といった多くの公共施設には、バリアフリートイレが既に整備されております。

また、名寄市街地においても「ポケットパーク」にてバリアフリーに配慮した公衆トイレが既に整備されておりますので、ご理解願います。

町内会に加入して もっとまちづくりに加わろう

ふれあい活動

地域のお祭りや親睦会、子ども会、敬老会など、住民の皆さまのふれあいの場を作っています。



安心・安全の地域づくり

災害に備えた防災訓練や犯罪を起こさせないための防犯パトロールなど、地域の安心・安全のための活動を行っています。

市などからの情報の回覧

市広報の配布やその他行政機関からのお知らせ、催しの情報などの回覧・掲示を行っています。

きれいな環境づくり

地域での清掃活動やごみの減量に向けた取り組みなど、清潔で快適なまちづくりのための活動を行っています。



左記フォームをスマートフォン等で読み込むと、町内会加入申込ができます。

加入申込用紙も用意していますので、必要な方はお問い合わせください。



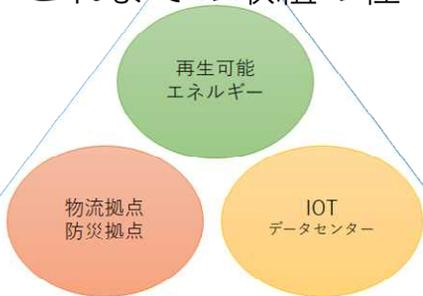
問い合わせ

名寄市役所総合政策課総合政策係内 名寄市町内会連合会事務局
T E L 01654-3-2111 (内線3311) F A X 01654-2-5644

王子マテリア株式会社名寄工場敷地利活用事業について

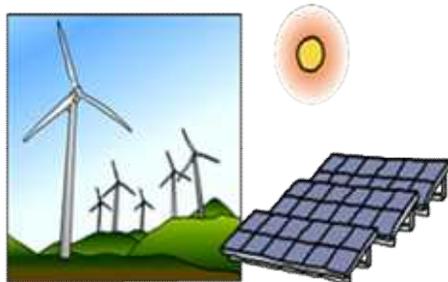
本年10月に公表された敷地活用事業について説明させていただきます。
実施事業（予定）：地域電力小売事業および木質バイオマス発電事業
事業実施主体：JAG国際エネルギー(株)

対策本部での これまでの取組の柱



名寄市強靱化計画

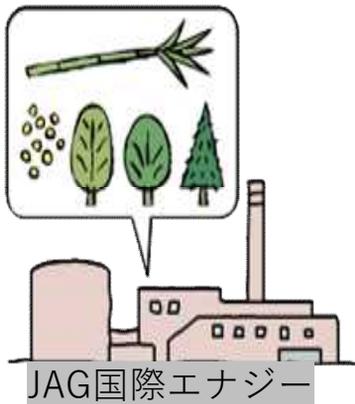
地域の再生可能エネルギー



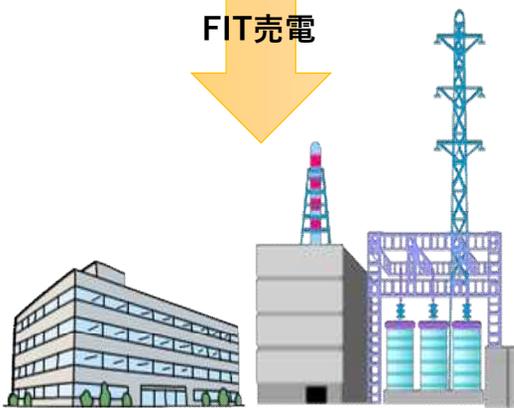
(例) メガソーラー発電

- ・木質バイオマス発電
- ・9,990kw/h出力規模を想定
- ・全量FIT売電を予定

原料：王子木材緑化(株)など



FIT売電



FIT売電

北海道電力

特定卸

再生可能
エネルギー

廃熱の
活用

横展開事業の検討

再生可能
エネルギー

小売

公共施設

地域住民

地域電力会社設立

JAG国際エネルギー
(官民連携+α)



(仮) なよろエネルギー

(株)名寄振興公社の経営改善状況及び判決結果について

1. はじめに

株式会社名寄振興公社（以下、「公社」という。）については、令和元年5月に発覚した不祥事を機に、市議会特別委員会で議論いただきながら策定した経営改善計画に基づき、経営の改善に取り組んでまいりました。一方で、先般、本事案の公社に係る訴訟の判決があったところです。

この間、市民の皆様に対しては、「まちづくり懇談会」や「町内会長と行政との懇談会」など様々な機会に説明をさせていただきました。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながら、厳しい経営となりましたが、ピヤシリスキー場の運営では、リフト料金の小中学生無料化など足元マーケットに重点を置いた新たな取組を実施するなど、様々な経営努力を重ねてまいりました。

本日は、経営改善計画に基づく改善状況と令和2年度の決算についてご報告するとともに、先般の判決についてご説明いたします。

2. (株)名寄振興公社経営改善計画（令和元年11月28日）における改善方策

- (1) 組織体制・経営体制の刷新
- (2) コンプライアンス・ガバナンス面の検証
- (3) 経営面・会計面の検証

3. 附帯決議（令和元年第4回定例会付託議案第25号（令和元年度名寄市一般会計補正予算（第7号））（12月20日））

- (1) 補助金の趣旨にのっとり、経営改善のみに充当させること
- (2) 収支計画に基づき、最大の経営努力を求めること
- (3) これまで投入してきた委託料等の効果を十分得るためにも、経営改善を求めるとともに、施設面を含め、将来的な見通しを明確にすること
- (4) 使途不明金等の内容を早期に明らかにすること
- (5) 今後の公金投入は極力抑え、市民への説明責任を果たすこと
- (6) 第三セクターの位置づけを明確にするとともに、ガバナンスの強化と透明性の向上を図ること

4. 上記2及び3を踏まえた株式会社名寄振興公社の経営改善状況

(1) 組織体制・経営体制の刷新

橋本副市長の代表取締役選任（R1.10）、市職員の派遣（R1.12）のほか、全国で実績のあるスキーリゾート経営者の非常勤取締役就任（R2.12）などの経営強化

(2) コンプライアンス・ガバナンスの改善

コンプライアンス・ガバナンス指導体制の強化、社内規程を順守した財産管理体制の徹底、契約税理士による関与のほか、四半期ごとの監査及び取締役会報告

(3) 補助金による経営改善及びその後の市の支援

- ① 運転資金として経営改善補助金5,000万円（R1.12）を交付し経営改善に寄与
- ② 新型コロナウイルス感染症による不採算額及びスキー場と宿泊部門一体の恒常的不採算額の一部補填2,500万円を、令和2年度の指定管理料として追加で支援
- ③ 令和3年度から新たな委託期間が始まったピヤシリスキー場の指定管理業務において、指定管理料によらず独立採算とされていた宿泊部門についても、収益と費用の差額を指定管理委託料に含め、経営改善に寄与

(4) その他、経営改善の取組

宿泊部門の飲食原価率の低減管理などによる原価率 30%の目標達成や、マルチタスク化などによる人件費抑制のほか、小中学生のリフト料金無料化やシーズン券の大幅値下げなど足元マーケットを見据えた取組

(5) 新たな取組と今後について

ピヤシリスキー場のグリーンシーズンの利活用を図る新たな取組のほか、新規大会誘致や繁閑に対応した宿泊需要喚起策などによる収入増

(6) 市民への説明について

- ① 加藤市長、橋本副市長以下担当管理職が出席し、市民説明会（R2.7 風連・名寄各1か所 出席者 44名）
- ② 今後も引き続き、市議会、「まちづくり懇談会」や「町内会長と行政との懇談会」など、様々な機会でも説明する所存

5. 令和2年度の決算状況

【損益決算】

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和元年度比	平成30年度比	備考
売上高	362,065	▲16,648	▲57,568	
売上原価	19,470	▲20,022	▲37,982	
販売費及び一般管理費	347,666	▲14,003	▲36,871	
営業利益	▲5,072	17,377	17,285	
営業外収益	25,213	▲30,119	25,210	新型コロナ関連の各種給付・助成金、市派遣職員人件費負担金等 R1は経営改善補助金等
経常利益	19,997	▲6,355	43,830	
税引後当期純利益	17,900	40,353	42,625	

【資本の部】

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和元年度比	平成30年度比	備考
資本金	18,500	0	0	
利益剰余金	▲45,230	17,900	▲4,552	
前期繰越利益	▲63,130	▲22,452	▲47,176	
当期純利益	17,900	40,353	42,625	
純資産	▲26,730	17,900	▲4,552	債務超過額

6. 公事に係る訴訟の判決について

本年10月1日、公社が起こした訴訟の判決がありました。その概要は下記のとおりです。

- (1) 前支配人が公社に無断で8回繰り返した債権譲渡契約の結果として公社に生じている損失556万2,000円に関して、1件を除き、短期間に極めて高額な利益を得る手段として締結されており公序良俗に反するため無効、として、該当する196万2,000円を公社に支払うよう命じられました。
- (2) 前支配人が公社に無断で行った債権譲渡契約に関して、前支配人には譲渡契約を締結する権限がなかった、として、供託金6,055万円の還付請求権を公社が有することが確認されました。

市としては、一部認められなかったことは誠に残念ですが、概ね公社の主張が認められる内容となったと受け止めています。